

一般社団法人 日本専門看護師協議会 入退会、再入会の手続きに関する細則

(目的)

第1条 本細則は、当協議会の正会員および賛助会員の入退会、再入会の手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

(入会手続)

第2条 当協議会の正会員および賛助会員になろうとする者は、当協議会ホームページ上の申し込みフォームよりの所定の手続きをとり、理事会の承認を得なければならない。会員資格は、入会申し込み後、一週間以内に年会費を納入することにより付与される。

(任意退会手続)

第3条 会員が当協議会を退会しようとするときには、当該年次の会費を納入したうえで、年度末までに当協議会所定の「退会届用紙」に必要事項を記載し、郵送または電磁的方法により事務局へ退会を申し出ることにより、退会することができる。

2 原則、当該年次の年度末を退会日とするが、当該年次の会費を納入済みであれば、当該会員より申し出があった場合に限り、年度途中での退会も認める。

(会費未納による退会手続)

第4条 定款第10条に定める会費の支払い義務を2年以上履行しない場合、理事会は当該会員を滞納退会とすることができる。この際、理事会は当該会員に対し、期日を定め、未納会費納付の催告を行うことができる。

2 理事会が滞納退会とした場合でも、後日、当該会員が未納会費をすべて納入した場合には前項の処理を修正し、当該会員を任意退会扱いとすることができる。

(会員区分変更)

第5条 賛助会員より正会員への区分変更を希望する申し出があった場合、定款第5条の要件を満たしていることを確認したうえで、年度内であっても正会員への区分変更を認める。ただし、当該年度の会費を賛助会員として納入済みの場合は、速やかに不足分の会費を納入した場合に限る。

2 正会員より賛助会員への区分変更を希望する申し出があった場合、次年度からの区分変更を認める。

(再入会手続)

第6条 第3条ならびに第4条の規定に基づき退会した者が再入会しようとするときには、第2条に規定する入会手続を行わなければならない。

2 前項の手続きに加え、第4条に規定する滞納退会の処理を受けた者が再入会を行う場合は、過去に会員資格を有した期間の未納の会費を納入することを要する。

(申し合わせの改廃)

第7条 本細則の改廃は、理事会の決議によることとする。

附則

1. 本細則は、平成30年8月4日から施行する。